

ふたたび 神奈川県労委が 東芝に差別是正を命令



神奈川県労委 第2次申立 勝利命令報告集会 (2006年10月25日)

東芝は申立人と差別是正社長申し入れ者・100名の差別を是正しつぐなえ
東芝は労働委員会命令を履行し、ただちに争議の全面一括解決をはかれ

命令の要旨

- 一、東芝が、申立人らを「問題者」として排除し組合活動の弱体化を意図して、差別扱いをしてきたのは、不当労働行為である。
- 二、秘密組織「東芝扇会=自己啓発の会」を活用した組合支配介入は、不当労働行為である。
- 三、東芝は、申立人の賃金、資格、等級、役職の差別を是正せよ（現職及び定年者を主務・作業長等の役職にあった者として扱うこと）。
- 四、東芝は、是正後の賃金・賞与の格差相当額に年率5分相当額を加算して支払うこと。
- 五、東芝は、縦1m、横1.5mの白紙に記載した謝罪文を本社と各工場入口に掲示して他の従業員にも周知し、組合活動の自由を具体的に保障すること。

十月二十五日、神奈川県労働委員会は、第二次申立人の請求を認め、東芝に差別是正を命じる「不当労働行為救済命令」を交付しました。今回の命令は、第一次申立の神奈川県労働委員会（01年）、中労委命令（04年）に続く労働者側の三連続の勝利命令です。ご支援いただいた職場・地域・全国の皆さんありがとうございました。

法令を遵守して命令を履行せよ
百名の差別を是正し償え

東芝は命令を真摯に受けとめ
不当労働行為をあらためよ

弁護団 岩村智文 神原元
西村隆雄 渡辺登代美
星山輝男 星野秀紀
堀沢茂 根岸義道
菊地哲也 佐藤正和

県労委命令は、公安警察と一体になった東芝の違法な労務管理と差別行為を、労働組合法第7条違反の不当労働行為として厳しく断罪しました。

この命令は、東芝が組合活動の弱体化をねらってインフォーマル組織を育成して組合に支配介入し、申立人らの賃金・資格等を差別してきたことを認定し、役職任用を含む差別是正を命じています。しかし二名について、「職種変更により比較すべき対象者との格差が不明」「出勤率が100%未満であった」ことを理由に請求を棄却したことは、きわめて不当であります。

東芝は、三度にわたる命令を真摯に受けとめ、直ちに命令を履行すべきです。

東芝は社会的責任を果たし
差別を是正し、つぐなえ

東芝争議支援共闘会議代表委員

- 菊谷節夫（神奈川県労連）
 - 中野謙司（東京地評）
 - 江口光政（埼労連）
 - 福田秀俊（愛労連）
 - 安井彦光（みえ労連）
 - 中山森夫（電機懇）
 - 後藤道夫（都留文科大教授）
- 東芝の職場を明るくする会
会長 石川要二郎

東芝には、〇四年の中労委命令に続く今回の命令をすみやかに履行し、争議を一日も早く解決すべき社会的責任が課せられています。

東芝に対し永年にわたる差別によって奪われた労働者の権利を回復し、差別の是正と償いをおこなうことを強く要求するとともに、争議の全面一括解決を実現するために、引き続きご支援をお願い致します。

東芝の職場を明るくする会 ホームページ
35万アクセス突破！
検索のキーワードは「東芝の職場」
[//www.kki.ne.jp/akaruku-tsb](http://www.kki.ne.jp/akaruku-tsb)

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会
事務所：〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会
〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル
Tel & Fax : 044-533-1408